

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう！
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう！
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう！



発行所
解放新聞和歌山支局

〒640-8314
和歌山市神前405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302

発行責任者
藤本哲史

① 6年 周りの
部落解放同盟和歌



② 2016年新春交札会
部落解放和歌山県企業連合会



④



⑤ 審を求める市民集会



— 2016年 —
闘争日誌 —

- ① 荆冠旗びらき
- ② 企業連交札会
- ③ ランチタイムデモ
- ④ 全国女性集会

- ⑤ 狹山市民集会
- ⑥ 青年スポーツ交流会
- ⑦ 県連大会
- ⑧ メーデー和歌山中央集会

- ⑨ 西光万吉邸・永住の地
- ⑩ 解放学校
- ⑪ 被爆71回原水禁世界大会
- ⑫ 対和歌山県交渉



特別講演
「男女平等社会実現基本方針」
(第20次改訂)を実現しよう



核も戦争もない平和な21世紀に！

から提案され、継続審議となりました。臨時国会でこなれ、5月の国会で自民・公明・民進合同で、二階俊博議員（筆頭提案者）の成立をめざしてとりくみをおこなつてきましたが、11月の衆議院本会議で可決、12月の衆議院本会議で可決・成立、ようやく12月16日に

東京で「人権課題解決にむけた和歌山県集会」が開催され、これを契機に法制化が大きくクローズアップされました。自民党内に部落問題に関する小委員会が設置され、法務省、部落解放

涛の1年は、周知の事実だと思います。一昨年に

と思いますが、振り返ってみたと思います。昨年に

と思います。さて、法制にむけた怒

年頭にあたり、ひとつこと

ごあいさつ申します。

さて、昨年12月に「部

落差別解消推進法」が成立

施行されました。法制定にかかわり多くの同盟員や実

行委員会、共闘団体、国会議員県・市町村行政など、多くのみなさまによる願いと解放運動の積み重ねが功を奏したと考えています。

さて、法制にむけた怒

年頭にあたり、ひとつこと

ごあいさつ申します。

さて、1965年に出

された「同対審」答申を

うけて、部落解放同盟は、

部落解放基本法を求める

運動を開拓してきました。

1969年に特措法が施

行、2002年に地対財特

法が失効し、部落解放基

法の個別法を積み上げ、

ようやく特措法、差別禁

止法が実現しました。

部落差別解消推進法に

は、①施策を講ずること、

②相談体制の充実を図ること、

③教育・啓発をおこな

うこと、④実態調査の実施

が記されています。とくに

相談活動は「人権侵害救

法」への第一歩となり、ま

た教育・啓発は「推進」で

はなく「おこなう」ことと

記されており、大きな意義

を感じます。今後、行政の

相談活動の窓口を明確に

し、隣保館に相談員を配置

し、校区外の教育・啓発の

現状を把握するなど、差別

撤廃への道のりは確実に広

がっています。

私たちは、恒久法であ

る部落差別解消推進法を活

用し、全国水平社の先人が

闘ってきた差別撤廃とい

う願いを実現するため、これ

まで以上にまい進すること

を誓い、今年のごあいさつ

といたします。

ごあいさつ
執行委員長
藤本哲史

部落解放同盟和歌山県連合会
藤本哲史

史